



## 耶律楚材と中書省について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 光朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00006432">https://doi.org/10.32150/00006432</a>

## 耶律楚材と中書省について

山本光朗

北海道教育大学旭川校史学研究室

### On Yeh-lü C'hu-ts'ai 耶律楚材 and the Chung-shu Ministry 中書省

YAMAMOTO Mitsuo

Study of History, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

#### ABSTRACT

モンゴル帝国初期の漢地支配機関である十路徴収課税所は、耶律楚材が中心となって、宋・金の転運司を念頭に置いて設けた課税徴収機関であったが、モンゴル征服王朝下にあっては、単なる課税徴収機関ではなく、征服者モンゴル族等による恣意的・略奪的な税徴収を避ける意図をもって設置されたものであった。モンゴル族等による華北各路の支配では、「行尚書省（＝諸路長吏，ダルガチ）」等と漢人に呼ばれた機関が「軍民錢穀」の全てを握り、不正のもとになっていたが、その回避のため耶律楚材は、行尚書省は民政のみを、万戸府は軍政を、そして課税・歳入等は十路徴収課税所に専従させ、課税所の上に漢人により「中書省」と呼ばれた政務統括機関を設けることをオゴデイ＝カンに認めさせた。耶律楚材、および従来明確には触れられなかった、この時期の「中書省」の実態を再評価したものである。

#### はじめに

耶律楚材（1190-1244年）は、周知のように、遼の東丹王突欲の8世の子孫<sup>1</sup>で、モンゴル帝国の初代チンギス＝カンから、第2代の大カン、オゴデイ＝カンにかけて、術数に通じる契丹人の臣下として、大カンの政策に一定程度の影響を与えた人物であった。彼はその風貌が独特で、長身で長いひげを蓄えていたので「吾図撒合里（兀都撒罕）」（＝Urtu-sakhal “長髯（の人）”の意）と呼ばれ、また錢大昕がかつて指摘したように<sup>2</sup>、曳刺中書兀図撒罕里と記されたこともある。これは「中書令」の名位をとったからであり、やはり錢大

1 宋子貞「中書令耶律公神道碑」参照。

2 錢大昕『廿二史考異』巻97・耶律楚材伝条が指摘しているように、『元史』食貨志・歳賜条の記事である。

昕が指摘するように<sup>3</sup>曳刺は、元初に耶律氏をそのように記した呼称であったらしい。また後述するように「侍従」であったことから「必徹徹 (bichigchi)」<sup>4</sup>とも呼ばれたらしいが、このことは、第5代大カンのクビライに仕え、ある時期まで大変親任された漢族の劉秉忠が、常に「書記 (bichigchi) の子聡 (=僧号)」あるいは「僧の子聡」と呼ばれたこと<sup>5</sup>に、よく似ている。こうした呼び名の存在は、非モンゴル人としてモンゴル政権の中枢に関わった人物の姿を、よく彷彿とさせるものと言えよう。なお、これら2人の人物の似た点は、耶律楚材が禅宗(曹洞宗)の万松行秀に師事し、劉秉忠が禅宗(臨済宗)の海雲印簡に師事した点にもあって、これらも注目すべきである<sup>6</sup>。

耶律楚材についての評価は、初期モンゴル帝国の遊牧民的華北支配において過酷になりがちな異民族支配を、より現実に即した緩やかなものにする、いわばbuffer(緩衝器)の役割を果たした人物として評価する向きが強い。たとえば劉暁の伝記『耶律楚材評伝』(2001年、南京大学出版社)などがそれで、楚材を戦乱期の救国の人物として描いている<sup>7</sup>。確かにこの点は殆ど否定し得ない事実であるが、一方では、後掲するように、オゴデイ=カンの宮廷を訪れた宋人が残した『黒韃事略』の記述から、耶律楚材(移刺楚材)らが当時のモンゴル帝国の国政を左右する程の力は持っておらず、「中書令」の肩書きも単なる内実の伴わない自称であったとして、その歴史的役割を過小評価する向きもあって<sup>8</sup>、その評価は必ずしも安定的とは言えない。

小稿は、こうした点をふまえ、耶律楚材の過小評価の原因となっている、楚材が作った中書省を再評価しようとするものである。

## 1 耶律楚材の中書省と十路課税所の設置

### (1) 耶律楚材の中書省

耶律楚材の中書省とあえて言うが、その中書省が出来たのは辛卯の歳(1231年、太宗3年)秋8月のことであった。『元史』巻2・太宗紀・3年条には、

(三年)秋八月、雲中に幸し、始めて中書省を立つ。侍従の官名を改め、耶律楚材をもって中書令となし、粘合重山は左丞相となし、鎮海は右丞相となす。(秋八月、幸雲中、始立中書省。改侍従官名、以耶律楚材為中書令、粘合重山為左丞相、鎮海為右丞相。)

とある。これによれば、中書省の官は侍従の官名から改めつくられたもので、それ以前は、耶律楚材らは「侍従」として位置づけられていた。

清・王国維の『聖武親征録校注』によれば、

3 同上、錢大昕『廿二史考異』巻97・耶律楚材伝条。

4 王国維「黒韃事略箋証」(1925年)、『海寧王静安先生遺書』(台湾商務印書館)第11巻所収。

5 拙稿「元の功臣劉秉忠について(1)」(『北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)』63-1, 2012年) p.104参照。

6 簡潔には鎌田茂雄『中国仏教史』(1978年、岩波全書)、pp.306-309参照。劉秉忠のことについては、岩井大慧「元初に於ける帝室と禅僧との関係について」、1922年、『日支仏教史論攷』(1957年、東洋文庫)所収、pp.525-528、および拙稿「元の功臣劉秉忠について(1)」(『北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)』63-1, 2012年)、pp.108-110、を参照。

7 劉暁の伝記『耶律楚材評伝』は、小稿が重視する中書省と十路徴収課税所の関連事項にも若干言及して有用であるが、伝記が中心で中書省の全体像に関する検討は不十分である。

8 牧野修二「元朝中書省の成立」1966年、『東洋史研究』25-3所収。杉山正明『耶律楚材とその時代』(1996年、白帝社)など。

(辛卯(1231年))秋、八月二十四日、上、西京に至る。事を執るの人、各々名位を取る。兀都撒罕(=耶律楚材)は、中書令。黏合重山は、右丞相。鎮海は、左丞相なり。(辛卯(1231年))秋八月二十四日、上至西京。執事之人、各執名位。兀都撒罕、中書令。黏合重山、右丞相。鎮海、左丞相。

と記されている。当時の西京は大同路大同県(雲中)で、同年8月24日にオゴデイ=カンが、避暑をした九十九泉(保安州)からここに来た時に、モンゴル政権下で「侍従」であった「事を執るの人」、すなわち統治に従事していた人、兀都撒罕(=耶律楚材)以下3人が、それぞれ「名位」を取ったのである。結果は、兀都撒罕(Urtu sakhal)すなわち「吾図撒合里(=長髯人)」(『元史』耶律楚材伝)=耶律楚材が、中書令、女真人の黏合重山は右丞相、鎮海は左丞相の名位を取ったわけである。

また、同じことを、宋子貞撰「中書令耶律公(=耶律楚材)神道碑(元故領中書省耶律公神道碑)」<sup>9</sup>は、少し詳しく、

辛卯秋八月、上、雲中に至る。諸路の貢ぐところの課額・銀幣、および倉廩・米穀の簿籍、具さに前に陳ぶれば、悉くもと奏するの数に符せり。上、笑いて曰く、「卿は朕の左右を離れず、何をもってか能く錢穀をして流入せしむることかくの如くなるや、南国に卿と比するものあるや否やを審らかにせず」と。公の曰く、「臣より賢なる者はなほだ多し、臣の不才なるをもって、故に燕に留まれり」と。上、親ら大觴に酌してもってこれに賜う。即日、中書省の印を授け、その事を領さしめ、事に巨細無く、一にもってこれに委ぬ。(辛卯秋八月、上至雲中。諸路所貢課額銀幣及倉廩米穀簿籍、具陳於前、悉符元奏之数。上笑曰、卿不離朕左右、何以能使錢穀流入如此、不審南国復有卿比者否。公曰、賢於臣者甚多、以臣不才、故留於燕。上親酌大觴以賜之。即日、授中書省印、俾領其事、事無巨細、一以委之。

と記している。

これによれば、辛卯の歳(1231年、太宗3年)秋8月に、オゴデイ=カンが雲中(=西京)に来た時、耶律楚材が以前上奏した、漢地での課額、銀幣などの税収の額と、現実の漢地での徴収額とがびたり一致したことを知り、オゴデイが側近(侍従)として離れず仕えていたのに、どのようにして満額の課税徴収を行い得たのかと驚きつつ、觴酒を与え賞して、「即日、中書省の印を授け、その事を領さしめ、事に巨細無く、一にもってこれに委」ねることをしたのであった。

つまり、耶律楚材らの侍従が中書令等に任じられた主たる要因は、税徴収システムの迅速な樹立と成功にあったと言って大過無いのである。そして、ここで言う税徴収システムとは、いわゆる十路課税所の設置と運営ということなのであって、以下ではまずこの点について検討を加える。

## (2) 十路課税所(司)の設置

十路課税所の設置は、上掲史料からも推定されるように、辛卯歳(1231年、太宗3年)の秋8月の、中書省設置より以前のことなのであるが、その経緯は、まず下の宋子貞「中書令耶律公神道碑」に詳しい。

自太祖西征之後、倉廩府庫、無斗粟尺帛、而中使等僉言、雖得漢人亦無所用、不若尽去之、使草木暢茂、以為牧地。公即前曰、「夫以天下之広、四海之富、何求而不得、但不為耳、何名無用哉」。因奏、「地稅・商稅・酒醋・塩鉄・山沢之利、周歲可得銀五十万両、絹八万匹、粟四十万石」。上曰、「誠如卿言、則國用有余矣。卿試為之」。乃奏立十路課税所、

9 『元文類(国朝文類)』卷57参照。なお同書の目録では「元故領中書省耶律公神道碑」という名称になっている。「領中書省」なる官名は、後に検討する内容からして、きわめて示唆的である。

設使副二員，皆以儒者為之，如燕京陳時可・宣德路劉中，皆天下之選。因時時進說周孔之教。且曰，「天下雖得之馬上，不可以馬上治。」上深以為然。國朝之用文臣，蓋自公發之。先是，諸路長吏兼領軍民錢穀，往往恃其富強，肆為不法。公奏，長吏專理民事，萬戶府總軍政，課稅所掌錢穀，各不相統攝。遂為定制。權貴不能平。

これによれば、耶律楚材が十路課稅所の設置を奏請し、許可された次第は、次のようなものであった。

太祖チンギス・カンの西征以後、國庫の粟帛は殆ど皆無となり、中使の別迭（ベデ）らの「漢人を得ると雖も、また用いるところなし、尽くこれを去らしめ、草木をして暢茂せしめ、もって牧地となすにしかず」という発言に対して、耶律楚材が、それどころか、「周歲、銀五十万兩、絹八万匹、粟四十万石を得べし」と上奏したことが原因で、その結果、オゴデイ＝カンが一度やらせてみるかということによって裁可され、実行に移されたものであった。

そして十路課稅所、十路徵収課稅所とも言ったらしいが、その長・次官の設置については、上の史料によれば、「使・副二員を設け、みな儒者をもってこれとなし、燕京の陳時可、宣德路の劉中（用之）の如き、みな天下の選なり」というもので、（おそらく楚材が行ったであろう）実際の使・副の選定は、『元史』卷2・太宗紀の2年（1330年）11月条によると、次のようなものであった。

冬十一月、始置十路徵収課稅使。以陳時可・趙昉使燕京、劉中・劉桓使宣德、周立和・王貞使西京、呂振・劉子振使太原、楊簡・高廷英使平陽、王晋・賈從使真定、張瑜・王銳使東平、王德亨・侯顯使北京、夾谷永・程泰使平州、田木西・李天翼使濟南。

これでその任命が、太宗紀の2年（1330年）11月に行われ、燕京路以下の全10路に、各々「陳時可・趙昉」以下の使・副各1員を配置したものであったことが分かる。

なお、元好問撰「故河南路課稅所長官兼廉訪使楊公（＝楊奐）神道之碑」によると<sup>10</sup>、いわゆる戊戌の選試、すなわち戊戌の年（1238年、太宗10年）に行われた「科挙」で、賦・論の両方で首位となった楊奐を耶律楚材が認めて、オゴデイに推挙して河南路課稅所長官兼廉訪使を宣授せしめた時の、楊奐の楚材に述べた言葉は次のようなものであった。

戊戌、天朝開舉選、特詔宣德課稅使劉公用之、試諸道進士。君試東平、兩中賦論第一。劉公因委君考試雲・燕。俄從監試官北上謁。領中書省耶律公一見大蒙賞異、力奏薦之。宣授河南路課稅所長官兼廉訪使。陛辭之日、言於中令公曰、「僕不敏、誤蒙不次之用。以書生而理財賦、已非所長。又河南兵荒之後、遺黎無幾。烹鮮之喻、正在今日。急而擾之、糜爛必矣。願公假以歲月、使得拊摩創罷、以為朝廷愛養基本萬一之助」。中令公甚善之。

これを見ると、当時、科挙を首席で通り課稅所長官等に任じられた楊奐が、「書生」として財賦を管理することの困難さを痛切に感じていた事例が存在したことが分かり、それとともに当時の士人たちの抱負がいかに強烈であったかがよく分かる。

ところでその任命の少し前に、モンゴル帝国では対金戦争のための軍資金確保等のこともあり、徵稅システムの構築が行われ出した。『元史』卷2・太宗紀の太宗元年（1229年）に記されている下の記事が、そのことを示している。

10 『遺山先生文集』卷23、「故河南路課稅所長官兼廉訪使楊公神道之碑」参照。

(秋八月己未) 金遣阿虎帶來婦太祖之贈, 帝曰, 「汝主久不降, 使先帝老于兵間, 吾豈能忘也, 贈何為哉」, 却之, 遂議伐金。敕蒙古民有馬百者輸牝馬一, 牛百者輸犍牛一, 羊百者輸羴羊一, 為永制。始置倉稟, 立馱伝。命河北漢民以戸計, 出賦調, 耶律楚材主之; 西域人以丁計, 出賦調, 麻合沒的滑刺西迷主之。

これによれば, 太宗元年(1229年) 8月前後にモンゴル人, 河北の漢民, 西域の諸民族に対する徴税の大綱が出来, また馱伝設置が行われたらしいことが分かる。徴税に関しては, モンゴル人に対しては馬・牛・羊それぞれを100頭所有するごとに, 「牝馬」「犍牛」「羴羊」など雌の馬・牛・羊を各1頭, 納付するもので, 河北の漢民, 西域の諸民族に対しては, 前者は戸を単位に, 後者は丁を単位に賦調を納付するものであった。そして河北の官民に対する実際の課徴額に限って言うと, 安部健夫が指摘するように<sup>11</sup>, 戸ごとに最初は粟2石, その後粟4石に変わった。

これらから, 太宗2年(1330年)の11月に耶律楚材の提唱により十路課税所が設置された動きは, 太宗元年(1229年) 8月頃から制度化されだした, モンゴル帝国の支配地全土に対する徴税システムの一部であったが分かる。

ところでここで注目すべきは, 実は, 耶律楚材がどのような意図のもとに十路課税所を構想したかを示す比較的詳細な報告がある。それは『元朝名臣事略』巻13・廉訪使楊文憲公(奐)の注に記された記事で, 次のようなものである。

また公(=楊奐)の文集に云えらく, 「歳は己丑(1229年)十有一月に在り, 中書耶律公, 軍国の大計をもって近世転運司の例を挙げ, 十路の課税を經理せしむ。司を易えて所と為し, 使を黜け長を称せしむ。豊歉を相て, 息耗を察し, もって歳入を平らかにせんす。奏可せられ, 一に中書省のこれを総ぶることを聴さる。開創これ始まり, 制度, 未だ遑あらず, 天下の郡県, なお財賦をもって自贍す。その権を重くせざれば, 則ちもってその弊悪を剋すること無からん。故に官吏の汚濫, これを廉糾することを得, 刑賦の外錯, これを釐正することを得ん。風俗の疵美, 盜賊の有無, 楮貨の低昂に至りては, これを季奏することを得。およそ佐吏は自ら辟してもって従わしむることを許す。選を被る者, もって榮と為せり」と。又公(=楊奐)文集云, 「歳在己丑(1229年)十有一月, 中書耶律公以軍国大計挙近世転運司例, 經理十路課税。易司為所, 黜使称長, 相豊歉, 察息耗, 以平歳入。奏可, 一聴中書省総之。開創伊始, 制度未遑, 天下郡県, 猶以財賦自贍。不重其権, 則無以剋其弊悪。故官吏汚濫, 得廉糾之, 刑賦外錯, 得釐正之。至於風俗之疵美, 盜賊之有無, 楮貨之低昂, 得季奏之。凡佐吏許自辟以従。被選者以為榮」。

これによれば, 耶律楚材による十路課税所設置の奏請は「己丑(1229年)」11月が最初であり, 「近世の転運司」を念頭に置きつくられたもので, 「十路の課税を經理」するものであった。そして, 転運司の「司」を「所」に変え, 転運使の「使」を黜け「長」とした名称で, 「課税所長官」などと呼ばれていたらしい。清・紀昀『歴代職官表』巻52によれば, 十路課税所が範とした北宋・金の時代の転運司は, 一路の財賦のみならず「吏蠹民瘼, 悉条以上達」「専挙刺官吏之事」「有軍旅之事, 則供餽錢糧」など広範な職権を持っていて, 金では職権が軽いと州県がおそれず錢穀が規措できないと, 省議して意図的に転運司の権を重くするよう図ったりなどしたのである<sup>12</sup>。

また十路課税所は, 「豊歉を相て, 息耗を察し, もって歳入を平らかにす」る機関であって, 「奏可せられ, 一に中書省のこれを総ぶることを聴さ」れたとあるように, 中書省が十路課税所を総轄する体制がとられた。

11 安部健夫「元時代の包銀制の考究」1954年, 『元代史の研究』(1972年, 創文社)所収, pp.107-108。

12 紀昀『歴代職官表』巻60・金の都転運司使の条参照。

なお、中書省が十路徴収課税所を統括していたことは、次のような資料によっても明らかである。例の宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」には、

太原路の課税使副、贓罪をもって聞せらる。上、公（＝耶律楚材）を讓めて曰く、「卿言えらく、孔子の教は行ふべし、儒者は皆、善人なり、と。何の故にかまたこの輩あらん」。公、曰く、「君父の教は、臣子ならばあにこれを不義に陥さんと欲すや。しかれども不義なる者もまた時にこれ有らん。三綱五常の教は、国を有し家を有する者、これに由らざるなきは、天の日月星辰有する如きなり。あに一人の過あるに因りて、万世常行の道をして独り我朝において廃せらしむべけんや」と。上の意、すなわち解く。（太原路課税使副、以贓罪聞。上讓公（＝耶律楚材）曰、「卿言孔子之教可行、儒者皆善人。何故亦有此輩」。公曰、君父之教、臣子豈欲陷之於不義、而不義者亦時有之。三綱五常之教、有国有家者、莫不由之、如天之有日月星辰也。豈可因一人之有過、使万世常行之道独見廢於我朝乎」。上意乃解。）

という記事であって、これによって、丁酉の歳（太宗9年、1237年）においても、課税所の一つ、太原路課税所が「中書令」耶律楚材の統括下にあったことが窺われるのである<sup>13</sup>。

また、『元史』巻146・耶律楚材伝によれば、

太祖の世は、歳々西域を事とすることあり、いまだ中原を經理するに暇あらず。官吏は聚斂して自私すること多く、貲は鉅万に至る。しかれども官に儲蓄なし。近臣の別迭ら言えらく、「漢人は国に補すること無し。悉くその人を空にしもって牧地となすべし」と。楚材曰く、「陛下、まさに南伐せんとし、軍需は宜しく資するところあるべし。誠し均しく中原の地税、商税、塩、酒、鉄冶、山沢之利を定めば、歳々、銀五十万兩、帛八万匹、粟四十余万石を得て、もって供給に足るべし。何ぞ補うこと無きと謂わんや」。帝曰く、「卿、試みに朕のためにこれを行え」と。すなわち燕京等十路徴収課税使を立てんことを奏す。およそ長式は悉く士人を用う。燕京の陳時可・趙昉らの如きは皆、寛厚の長者にして、天下の選を極めり。参佐は皆、省部の旧人を用う。（太祖之世、歳有事西域、未暇經理中原。官吏多聚斂自私、貲至巨万、而官無儲蓄。近臣別迭等言、「漢人無補於国。可悉空其人以為牧地」。楚材曰、「陛下將南伐、軍需宜有所資。誠均定中原地税、商税、塩、酒、鉄冶、山沢之利、歳可得銀五十万兩、帛八万匹、粟四十余万石、足以供給、何謂無補哉」。帝曰、「卿試為朕行之」。乃奏立燕京等十路徴収課税使。凡長式悉用士人、如燕京陳時可・趙昉等、皆寛厚長者、極天下之選。参佐皆用省部旧人。）

とあり、南征の軍費調達のための中原からの徴税システムとして十路徴収課税所の設置を上奏した楚材の人材登用としては、天下の人材を極めた長官・武官の下に、「皆、省部の旧人」を「参佐」として用いたことが分かる。

以上のような、各路の地方財賦徴収機関である十路徴収課税所を確たる機関とし、それを統括する機関として中央に中書省を設けるというプラン、これを耶律楚材が考え出したことに、彼の経世済民に関する並々ならぬ情熱を感得することが出来る。

さて、中書省の形式上の設置は、既に述べたように、辛卯歳（1231年、太宗3年）の秋8月のことで、楚材による十路課税所の長式の人選が定まった、太宗2年（1330年）11月から後の1年弱後のことであった（『元史』巻2・太宗紀の2年（1330年）11月条）。こうした点を考慮に入れると、先引の宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」の記事、辛卯の歳（1231年、太宗3年）秋8月に、オゴデイ・カンが雲中（＝西京）に来た時、耶律楚材が奏上していた漢地での課額、銀幣などの税収額が、予告通りぴたりと一致したことを知って、「即

13 この点については別稿においてももう少し詳しく触れるつもりである。

日、中書省の印を授け、その事を領さしめ、事に巨細無く、一にもってこれに委」ねたとする記事が、事実の順序としても無理がないことが改めて確認される。

以上によって、十路課税所の存在が、中書省の設置と不即不離であって、中書省が十路課税所を統括していたことが明確になったことと思う。

### (3) 十路徴収課税所と行台尚書省

前節において、耶律楚材の意見によって、オゴデイ＝カン時代の北中国支配において10路に転運司に当たる十路課税所を設置したこと、それを中書省が統括する体制であったことを明らかにした。なお、この時の中書省は、北宋元豊の官制改革以前の制度で「計省」とも言われた三司の役割<sup>14</sup>を念頭に置きつくられたものと考えているが、この点については稿を改めて論じる。

耶律楚材がこうした体制をつくり上げた理由は、以下の2点である。一つは、先掲の『元朝名臣事略』巻13・廉訪使楊文憲公注所引の楊奐の文集に、

開創これ始まり、制度いまだ違あらず、天下の郡県、なお財賦をもって自贍するがごとし。その（＝中書省）権を重くせざれば、則ちもってその弊悪を剗すること無し。故に官吏の汚濫は、これを廉糾するを得、刑賦の外錯は、これを釐正する得たり。（開創伊始、制度未違、天下郡県、猶以財賦自贍。不重其（＝中書省）権、則無以剗其弊悪。故官吏汚濫、得廉糾之、刑賦外錯、得釐正之。）

とあるように、「開創これ始まり、制度いまだ違あらず、天下の郡県、なお財賦をもって自贍するがごとし」といった時代に、「その（＝中書省）権を重くせざれば、則ちもってその弊悪を剗すること無し」ということ、すなわち財賦を扱う、中書省（およびその配下の十路徴収課税所）の権を重くしないと、民生に緊要な徴税に関わる弊悪を除去できないと考えたからである。

もう一つは、宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」に、

これより先、諸路の長吏は軍民錢穀を兼領し、往往、その富強に恃み、肆に不法を為せり。公、奏して、長吏は専ら民事を理し、万戸府は軍政を総べ、課税所は錢穀を掌り、各々あい統撰せざらしむ。遂に定制となり、権貴平らかなる能わず。燕京路の石抹咸得不、激怒す。皇叔（＝鉄木哥幹赤斤<sup>15</sup>）、專使をして来奏せしめ、公を謂いて「悉く南朝の旧人を用い、且つかれの親属は彼にあり。恐らく異志あり、宜しく重用すべからず」と。且つ国朝に忌むところをもって、誣構百端し、必らずこれを死地に置かんと欲す。事、諸執政に連なり、時に鎮海・粘合重山、実に同列とならば、これが為に股慄して曰く、「何ぞ必らずしも強いて更張をなさん。計は必ず今日の事にあらん」と。公曰く、「朝廷を立ててより以来、毎事、皆、我これを為せり。諸公、何ぞこれに与せん。もし果して罪を獲ば、我みずからこれに当り、必ずあい累せず」と。上、その誣なるを察見し、怒り来使を逐えり。数月ならずして、たまたま有事をもって咸得不を告する者あり。上、公と協せざるを知り、特に命じて鞠治せしめんとす。公、奏して曰く、「この人、倨傲にして無礼、群小に狎近し、易るに招誘をもってす。今まさに事を南方に有したれば、他日これを治すれど亦、未だ晩からざるなり」と。上、やや悦ばず。已にして侍臣に謂いて曰く、「君子人なり。汝曹、まさにこれに効うべし」と。（先是、諸路長吏兼領軍民錢穀、往往恃其富強、肆為不法。公奏、長吏専理民事、万戸府総軍政、課税所掌錢穀、各不相統撰。遂為定制。

14 和田清編著『支那官制発達史』（1943年初版、1973年影印本、汲古書院）、pp.190-193、201-204参照。

15 『新元史』巻127・耶律楚材伝に「咸得不尤嫉之、誣於宗王皇叔曰、「楚材多用南朝旧人、…」とあり、「皇叔」とは鉄木哥幹赤斤を指していることは他所からも明らかで、この解釈を採る。



権貴不能平。燕京路石抹咸得不激怒。皇叔（＝鉄木哥幹赤斤）俾專使來奏，謂公「悉用南朝旧人，且渠親属在彼。恐有異志，不宜重用」。且以国朝所忌，誣搆百端，必欲置之死地。事連諸執政，時鎮海・粘合重山，実為同列，為之股慄曰，「何必強為更張，計必有今日事」。公曰，「自立朝廷以來，每事皆我為之。諸公何与焉。若果獲罪，我自当之，必不相累」。上察見其誣，怒逐來使。不数月，會有以事告咸得不者。上知与公不協，特命鞠治。公奏曰，「此人倨傲無礼，狎近群小，易以招誘。今方有事於南方，他日治之亦未晚也」。上頗不悅。已而謂侍臣曰，「君子人也。汝曹当効之。」

とあるように、耶律楚材は、漢地支配に「民事」「軍政」「錢穀」という3本柱を立て、各々を画然区別する体制をつくり上げることを急務としたからであった。すなわち強力なモンゴル異民族政権下では、そうしなければ、後半の記事からも推測されるように、「諸路の長吏（ダルガチ）」が、「往々その富強に恃み、肆に不法をなす」からであった。そしてこれら2点は、モンゴルの征服王朝下では必須のことであった。

かつて前田直典は、元の行省の成立過程を論じる際に、中書省を漠然と、初期の燕京行台尚書省の後身として位置付けることをしたが<sup>16</sup>、この論は、中書省を一般的な統治機関または国務処理機関と見做したことから出たもので、具体的な職務内容まで分析することをしなかった結果であったと言わざるを得ない。すなわち、金の中都燕京がモンゴル軍により陥落された翌年、1216年に設けられた燕京行台尚書省の長官は、前田が指摘したように、イエヘ・ダルガチ（大ダルガチ、「大鎮圧官」の意）の札八兒と燕京路長官（ダルガチ）の石抹咸得不であったが、その後、言わば台頭してきた中書省、すなわち十路徵収課税所等を総轄した中書省の長官は、ある時期まで、イエヘ・ジャルグチの按只解（アルチダイ）、イエヘ・ビチクチ（大ビチクチ、「大書記官」ほどの意）の耶律楚材、粘合重山、および鎮海だったのである。

なお、上の咸得不事件において耶律楚材が、累が及ぶとして恐れた左・右丞相の鎮海と粘合重山に対して言ったという言葉、すなわち「朝廷を立ててより以来、每事、皆、我これを為せり。諸公、何ぞこれに与せん。もし果して罪を獲ば、我みずからこれに当り、必ずあい累せず」という言葉は、中書省による漢地支配において耶律楚材がいかにイニシアティブを發揮したかを、よく示した文言として見るべきであろう。

さて、こうして耶律楚材が中心となった中書省が各路の徵収課税所を統括し、その徵収課税所長官が「戊戌の選試」に関わることも（一部）したわけなのであるが、この中書省がそもそも大した役割を果たしたのではないという意見が以前からある<sup>17</sup>。そしてその説の根拠となったのが、下の、宋の彭大雅撰・徐霆疏『黒韃事略』の、

其相四人、曰按只解、曰移刺楚材、曰粘合重山、共理漢事。曰鎮海、專理回回国事。（徐）霆至草地時、按只解、已不為矣。粘合重山、隨屈朮偽太子南侵。次年屈朮死、按只解代之、粘合重山、復為之助。移刺及鎮海、自号為中書相公、總理国事。鎮海不止理回回也。韃人無相之称、即只称之曰必徹徹。必徹徹者、漢語令史也。使之主行文書爾。

其事、書之以木杖、如驚蛇屈蜎、如天書符篆、如曲譜五凡工尺、回回字殆兄弟也霆嘗攷之、（中略）此小木即古木契約也。行於漢人・契丹・女真諸亡国者、祇用漢字、移刺楚材主之。郤又後面年月之前、鎮海親写回回字、云付与某人。此蓋專防楚材。故必以回回字為驗。無此則不成文書、殆欲使之經由鎮海、亦可互相檢柅。

という記事である<sup>18</sup>。

この記事によれば、当初、モンゴル支配下の地では4人の宰相が置かれ、按只解（アルチダイ）、移刺（＝

16 前田直典「元朝行省の成立過程」1945年、『元朝史の研究』（1973年、東京大学出版会）所収、pp.147-158。

17 たとえば牧野修二「元朝中書省の成立」1966年、『東洋史研究』25-3所収、pp.63-65を参照。

18 王国維『黒韃事略箋証』、参照。

耶律) 楚材, 粘合重山の3人は漢地を治め, 鎮海は回回の国事を管轄したが, オゴデイ=カンの第三子, 屈朮(クチュ, =廓出Küchü) 太子が宋を攻め死亡した後は, 按只斛と粘合重山がその穴埋めをするため転出し, 漢地支配は, 耶律楚材と鎮海が行っていたと言う。屈朮(クチュ, =廓出Küchü) 太子が宋を攻めたのは, 太宗7年(1235年)から8年のこと, 屈朮が死亡したのは8年10月のことなので<sup>19</sup>, 宰相として按只斛, 移剌(=耶律) 楚材, 粘合重山, 鎮海の4人が揃っていた時期は, 太宗の8年(1236年)10月頃までで, その後は, 楚材と鎮海が「中書相公」として「国事を総理」したことになる。とすると, この記事が指摘する, 中書省の構成は太宗8年(1236年)の冬か, 翌9年の春頃のことではなかったか, と考えられるのである。

それをふまえると, 問題は, その自称「中書相公」が, モンゴルの官称としては, 「必徹徹」=bichigchi ‘令史; 書記’に該当し, 「文書を主行せしむるのみ」の存在であり, それに加えて, ウイグル人鎮海が命令文あるいは辞令書などにウイグル文字で「某人に付与す」という文言を入れなければ, 楚材が発行した文書に権威はない, と記されている点であり, この報告によって, 耶律楚材が中書省において, あるいは中書省そのものが無力であったとする根拠にされたわけである。しかしながら, 上文を率爾に読み, 中国的な「中書相公」が, モンゴルの官称の「必徹徹」=bichigchi ‘令史; 書記」にしか対応を見出せないのはある意味では当然なのであり, さらに「これ蓋し専ら楚材を防ぐならん」という件を読むならば, むしろ, モンゴル人にとって慣れない漢地の統治は耶律楚材においてはなし得なかったことを, 逆に証した記述と見るべきではないか。それはつまり, ある程度, 耶律楚材の自由に任せ, それをモンゴル人あるいはウイグル人が監督するより以外のやり方はなかったのではないか, と考えられるのである。

そしてこのように考えて始めて, 宰相として按只斛, 移剌(=耶律) 楚材, 粘合重山, 鎮海の4人が任じられていたことが理解できる。すなわちおそらくモンゴル族の按只斛(アルチダイ)が当初, 契丹族の耶律楚材, 女真族の粘合重山, ウイグル族の鎮海ら他の3人の宰相の筆頭であったのであり, 按只斛と粘合重山が対宋攻撃のため転出した後は, ウイグル族の鎮海が筆頭の宰相として, 漢地統治の宰相であった耶律楚材を監督したものと見られるのである。元儒の一人で, 姚燧に影響を与えた程の楊奐が耶律楚材に見出された時のこととして, 前掲した, 元好問「故河南路課税所長官兼廉訪使楊公神道之碑」には,

戊戌(1238年), 天朝開挙選, 特詔宣德課税使劉公用之, 試諸道進士。君試東平, 兩中賦・論第一。劉因委君考試雲・燕。俄從監試官北上, 謁領中書省耶律公, 一見大蒙賞異。力奏薦之, 宣授河南路徵取課税所長官兼廉訪使。

とあるが, 楊奐が耶律楚材に謁して「一見して大いに賞異を蒙」り, 耶律楚材は, 「力奏してこれを薦め, 河南路徵取課税所長官兼廉訪使を宣授せしむ」とある経緯は, まさにこうした耶律楚材の漢地経営が, 太宗オゴデイの統治のもとで一定程度の自由裁量を与えられていたことを強く示唆するものである。

以上を勘案すると, 要するに燕京行台尚書省など各路の行台尚書省とは, 宋子貞「中書令耶律公神道碑」において, 燕京行台尚書省の石抹咸得不在がそうであったような, 「これより先, 諸路の長吏は軍民錢穀を兼領し, 往往その富強を好み, 肆に不法を為した」と言う, 諸路の長吏を頭とする機関だったのであり, 耶律楚材は, その権力を民事に限定し, 一方, 諸路の錢穀のことは十路徵取課税所に専従させ, 中書省がそれを総轄することを企図したものと見てまず間違いのないものと思われる。

19 『元史』卷2・太宗紀, 7年~8年の条参照。

## 2 十路徴収課税所と中書省の職務等の変化

### (1) 十路徴収課税所の職務

十路課税所の詳細な具体的職務については、先に少し触れたが、以下の諸史料によってその次第が分かる。まず宋子貞「中書令耶律公神道碑」には、

自太祖西征之後，倉廩府庫，無斗粟尺帛，而中使別迭等僉言，雖得漢人亦無所用，不若尽去之，使草木暢茂，以為牧地。公即前曰，「夫以天下之広，四海之富，何求而不得，但不為耳，何名無用哉」。因奏，「地稅・商稅・酒醋・塩鉄・山沢之利，周歲可得銀五十万両，絹八万匹，粟四十万石」。上曰，「誠如卿言，則国用有余矣。卿試為之」。乃奏立十路課税所，設使副二員，皆以儒者為之，如燕京陳時可・宣德路劉中，皆天下之選。

とあり、また『元史』卷2・太宗紀の太宗元年（1229年）条に、

（秋八月）勅蒙古民有馬百者，輪牝馬一，牛百者輪犂牛一，羊百者輪斃羊一，為永制。始置倉廩，立駅伝。命河北漢民以戸計，出賦調，耶律楚材主之。西域人以丁計，出賦調，麻合没的滑刺西迷主之。

とあり、さらに『聖武親征録』においては<sup>20</sup>、

（己丑（1229年））助貧乏置倉戍，創駅站。命河北先附漢民賦調，命兀都撤罕（=耶律楚材）主之。

とあり、そして『元史』卷2・太宗紀・二年（1230年）条には、

（春正月）定諸路課税，酒課驗実息十取一，雜税三十取一。

と記されているように、モンゴル帝国の初期には種々の徴税項目が設けられた。

ごく大まかにまとめると、それは、まず太宗元年（1229年）8月にモンゴルの遊牧民、および河北の漢民に対して一定の課税制度が実施され、モンゴル遊牧民に対しては馬・牛・羊の各100頭に対して各々1頭を差し出させ、一方、河北の漢民に対しては、同年から2年（1230年）にかけて、戸ごとに賦調を出させ、全体では地税、商税、酒醋（実息の1/10）・塩鉄など専売税、および「山沢の利」などの雑税（1/30）などの税目が作られていったのである。そしてそれらは、実際には銀・絹・粟などの税物の形で徴収され、総計が耶律楚材がオゴデイに約束した「銀五十万両，絹八万匹，粟四十万石」になったものであろう。

なお酒醋については、『元史』卷94・食貨志2に、

初め太宗の辛卯年に、酒醋務坊場官を立て、榷沽辦課せしめ、よりにて各州府司県の長官をもって提点官に充て、徴収課税所に隸せしむ。その課額は民戸の多寡を驗してこれを定む。甲午の年に、酒麴醋貨の条禁を頒し、私造する者は条に依りて治罪せしむ。（初太宗辛卯年，立酒醋務坊場官，榷沽辦課，仍以各州府司県長官充提点官，隸徴収課税所。其課額驗民戸多寡定之。甲午年，頒酒麴醋貨条禁，私造者依条治罪。）

20 王国維校注『聖武親征録校注』，参照。

とあるので、太宗の辛卯年（太宗3年、1231年）に酒醋務坊場官を設け、「榷沽辦課」せしめ、「各州府司県の長官」を提点官に充て、徴収課税所に隷せしめたのである。

また、塩税については、『元史』巻94・食貨志2に、

太宗庚寅年（太宗2年、1230年）、始行塩法。每塩一引、重四百斤、其価銀一十兩。

とあり、また同書の他所に、

河間之塩、太宗庚寅年（1230年）、始立河間稅課所、置塩場、撥竈戸二千三百七十六隸之。每塩一袋、重四百斤。甲午年（1234年）、立塩運司。庚子年（1240年）、改立提拳塩榷所、歲辦三万四千七百袋。

とあるので、当初は河間など一定の地域に塩場が置かれたのである。

以上のように、中書省の統括下にあった十路徴収課税所には、さらに酒醋務坊場官・塩場（塩運司）など下級の税務部局があったことが分かる。

少し後の話であるが、世祖クビライが臣下の趙良弼に対して語った、漢人に関する評価の言葉として、次のようなものが残っている<sup>21</sup>。

聖主、嘗て僉院の趙良弼に問う、「高麗は小国なれど、匠人・棊人はみな漢人に勝り、儒人に至りては經書に通じ孔・孟を学べり。漢人はただこれ賦を課し詩を吟ずるのみ、何をもって用いん」と。良弼、対えて奏す、「これ学者の病いにあらず、実に国家の尚ぶところに在り。詩賦を尚べば、すなわち人、必ずこれに従う。經学を尚べば、すなわち人もまた必ずこれに従う」と。（聖主嘗問僉院趙良弼、「高麗小国、匠人・棊人、皆勝漢人、至於儒人、通經書学孔・孟。漢人只是課賦吟詩、将何用」。良弼对奏、「此非学者之病、实在国家所尚。尚詩賦、則人必従之。尚經学、則人亦必従之矣」。）

漢人はただ「賦を課し詩を吟ずるのみ」で、どうして用いるのか、と聞いたクビライに対して、趙良弼は国家が言えば「詩賦」でも「經学」でも学ぶでしょうと、きわめて現実的に、クビライの問いに答えているが、ここで注目すべきは、クビライなどモンゴル君主にとって、一般的な漢人は、単に「賦を課し詩を吟ずる」存在として映っていたらしいということである。この史料は、当時、モンゴル君主が漢人をどのように見ていたかをよく示すもので、きわめて興味深い事例である。

## (2) 十路徴収課税所の職務の変化

さて、実情はこうしたものであったが、この十路徴収課税所による徴税システムは、その後、太宗6年（1234年）正月にモンゴル帝国が金朝を最終的に滅ぼした時期に、さらに改変を余儀なくされた。

すなわちその第一段階は、モンゴル帝国が金を滅ぼし、形式上において華北一円を支配に入れた時、その年の7月に胡土虎那顔（フトク・ノヤン＝シギ・フトク<sup>22</sup>、忽都虎とも記される）を中州断事官、すなわちエヘ・ジャルグチに任命し、その副として野里朮なるウイグル人（高昌人）を任じて<sup>23</sup>、翌太宗7年の乙未

21 『元朝名臣事略』巻11・枢密趙文正公条。

22 前田直典、「元朝行省の成立過程」、p.196、注②参照。

23 『新元史』巻136、野里朮伝に「野里朮、高昌人。…（太宗）六年、副忽都虎、籍漢人戸口、均其賦役。」とあり。これに拠る。

歳（1235年）にかけて、華北一円の戸籍調査を行ったことである。その結果は『元史』巻2・太宗紀に、

（八年）夏六月，復括中州戸口，得続戸一百一十余万。

とあり、また『元史』巻98・兵志1には、

（太宗）八年七月，詔「燕京路保州等处，每二十戸簽軍一名，令答不葉兒統領出軍。真定・河間・邢州・大名・太原等路，除先簽軍人外，於斷事官忽都虎新籍民戸三十七万二千九百七十二人数内，每二十丁起軍一名，亦令属答不葉兒領之。

とあるので、太宗8年丙申歳（1236年）6月にいわゆる「乙未年籍」が出来、太宗5年の括戸73万余に、「新籍民戸三十七万二千九百七十二」が加わった、総数110余万戸の籍帳の完成ということになった<sup>24</sup>。そして、この37万以上の民戸の増加という事態を受けた結果かどうかは不明であるが、あろうことか、これらの戸口（の一部）を親王・功臣に配分するという、あまりにもモンゴルの意見が出来してきたのであった。

この時である。有名な耶律楚材の意見具申が出てくるのであって、これまで述べてきたことから分かるように、それは彼の立場からすると当然過ぎるほど主張であったと言ってよい。『元史』巻146・耶律楚材伝には、

（丙申（1236年））秋七月，忽都虎，民籍をもって至る。帝，諸の州県を裂き親王・功臣に賜わんことを議せしむ。楚材曰く、「裂土分民は，嫌隙を生じ易し。多く金帛をもってこれに与うるに如かず」と。帝曰く、「已にして許したれば，奈何せん」と。楚材曰く、「もし朝廷，吏を置き，その貢賦を取せしめ，歳終にこれを頒ち，擅科徴斂なからしめば，可なり」と。帝，その計を然りとし，遂に天下の賦税を定む。二戸ごとに糸一斤を出し，もって国用に給せしめ，五戸ごとに糸一斤を出し，もって諸王・功臣の湯沐の資に給せしむ。地税は，中田は畝ごとに二升又半，上田は三升，下田は二升，水田は畝ごとに五升。商税は，三十分にして一。塩価は，銀一兩に四十斤。既にして常賦を定めたれば，朝議もってはなはだ軽きと為す。楚材曰く、「法を涼に作るも，その弊やなお貪のごとし（春秋左氏伝）。後にまさに利をもって進む者あらんとすれば，則ち今已に重し」と。（丙申（1236年））秋七月，忽都虎以民籍至。帝議裂諸州県賜親王功臣。楚材曰く、「裂土分民，易生嫌隙。不如多以金帛与之」。帝曰く、「已許奈何」。楚材曰く、「若朝廷置吏，取其貢賦，歳終頒之，使毋擅科徴斂，可也」。帝然其計，遂定天下賦税。每二戸出糸一斤，以給国用，每五戸出糸一斤，以給諸王功臣湯沐之資。地税，中田每畝二升又半，上田三升，下田二升，水田每畝五升。商税，三十分而一。塩価，銀一兩四十斤。既定常賦，朝議以為太輕。楚材曰く、「作法於涼，其弊猶貪，後将有以利進者，則今已重矣」。 （『元史』巻146・耶律楚材伝）

とある。忽都虎（フトク＝ノヤン）らが調査した民戸について、オゴデイがそれら（の一部）を親王・功臣に与えるかどうかを議せしめたところ、耶律楚材は「裂土分民は，嫌隙を生じ易し。多く金帛をもってこれに与うるに如かず」と反対し、結局、オゴデイの裁可を得ることにこぎつけたのであった。そしてその結果、2戸ごとに糸1斤を徴収し、国用に供する他、5戸ごとに1斤を徴収し、それを「諸王・功臣の湯沐の資」として支給する糸料の制が定められた。周知のように、このうち後者の徴税システムがいわゆる五戸糸（糸

24 モンゴル帝国初期の華北での戸口統計については、愛宕松男「蒙古人政権治下の漢地に於ける版籍の問題」1950年、『愛宕松男 東洋史学論集』4（三一書房，1988年）p.215-232および安部健夫「元代知識人と科挙」（『元代史の研究』）p.17を参照。また、愛宕説に対する有力な批判として、松田孝一「モンゴル帝国領漢地の戸口統計」（『待兼山論叢・史学篇』19所収）1985年を参照。

料)の制度であった<sup>25</sup>。

そしてこの時に施行された税制は、もちろんこれだけではなく、すでに部分的に実施されていたオゴデイ時代の徴税システムが出揃い、丁税そして地稅(中田は毎畝二升又半、上田は三升、下田は二升、水田は毎畝五升)・商稅(1/30)・塩稅(専売塩引額1/10)など「天下の賦稅」の大枠が定められた<sup>26</sup>。

なお、ここで一言しておきたいことがある。それは、以上のような、耶律楚材が考えた規律ある徴収課稅所による徴稅というものが、『元史』卷157・劉秉忠伝によれば、

伊刺中丞<sup>27</sup>(=耶律楚材)拘權塩鉄諸産、商賈酒醋貨殖諸事、以定宣課。雖使從實恢辦、不足亦取於民、掩兌不辦、已不為輕、奧魯合蛮奏請、於旧額加倍權之。往往科取民間。科權並行、民無所措手足。

とあるように、「実に従いて恢辦せしむといえども、不足もまた民より取り、掩兌も辦ぜざれば、已にして輕きと為さざるに、奧魯合蛮(アブドゥル=ラフマーン)、奏請して、旧額より加倍してこれを權せしむ」ものであったことである。すなわち、これらの記述によれば、安部健夫の指摘にもかわらず<sup>28</sup>、楚材らの行った徴稅方式自体、元々それほど負担が輕いとは言えないものであったことは注目すべきである<sup>29</sup>。

そしてそれにもかかわらず、最も注目すべきは、『元史』卷146・粘合重山伝に、

中書省を立つ。重山に積勲あるをもって、左丞相を授く。時に耶律楚材、右丞相たり。およそ建官立法、任賢使能、とそれ郡邑を分かち、課賦を定め、漕運を通じ、国用を足らすこと、多くは楚材に出、重山、これを佐成す。(立中書省、以重山有積勲、授左丞相。時耶律楚材為右丞相。凡建官立法、任賢使能、与夫分郡邑、定課賦、通漕運、足国用、多出楚材、重山佐成之。)

とあるように、楚材らの中書省が「建官立法、任賢使能、とそれ郡邑を分かち、課賦を定め、漕運を通じ、国用を足らすこと」などの職務を視野に入れた、經濟・社会的な総合的政策を企図する役所であったことである。そしてこのことはより正確に言えばモンゴル征服王朝のもとで、そのような重要施策を目指した役所であったということになる。

### (3) 中書省のその他の職務

さてこのように、オゴデイ・カン治世の初期に設けられ十路徴収課稅所を統括した中書省は、先掲の元好問「故河南路課稅所長官兼廉訪使楊公(=楊奐)神道之碑」によれば<sup>30</sup>、

戊戌、天朝、挙選を開き、特に宣德課稅使の劉公用之に詔して、諸道の進士を試せしむ。君、東平に試し、ふたつながら賦・論第一に中たる。劉公、因りて君に委ねて雲・燕に考試せしむ。俄かに監試官に従い北上し、中書省の耶律公に謁領し、一見して大いに賞異を蒙り。力奏してこれを薦めれば、河南路徴収課稅所長官兼廉訪使を宣授せらる。

25 安部健夫「元時代の包銀制の研究」、pp.113-15参照。

26 宋子貞「中書令耶律公神道碑」の丙申秋7月条を参照。

27 『新元史』卷157は、「伊刺中書」とするが、耶律楚材について言うならそのように「中書」とすべきところであろう。

28 安部健夫「元時代の包銀制の考究」『元代史の研究』、pp.115-18参照。

29 安部健夫「元時代の包銀制の研究」『元代史の研究』pp.115-19では、当時の議論によって負担は輕かったとしているが、それは疑問である。

30 『遺山先生文集』卷23・碑銘表誌碣参照。

(戊戌、天朝開挙選、特詔宣德課税使劉公用之、試諸道進士。君試東平、兩中賦論第一。劉公因委君考試雲・燕、俄從監試官北上、謁領中書省耶律公。一見大蒙賞異、力奏薦之、宣授河南路徵取課税所長官兼廉訪使。)

とあり、「戊戌（太宗10年、1238年）の選試」と呼ばれた<sup>31</sup>、「中書令」の耶律楚材提唱による<sup>32</sup>モンゴル帝国の「科挙」においても重要な果たしたことが分かる。すなわち、この史料によれば、中書省配下の宣德課税使の劉用之が諸道の進士の試問を総監したこと、士人楊奐が東平県で受験し、賦・論両方において第一であったので、劉用之により雲・燕の考試を委ねられたこと、そして中書令の耶律楚材の推薦によって、楊奐に河南路徵取課税所長官兼廉訪使が宣授されたことなどが分かるのである。

この「選試」は、『元史』卷81・選舉志1・科目条の、

太宗始取中原、中書令耶律楚材、請用儒術選士、從之。九年秋八月、下詔命斷事官朮忽觶與山西東路課税所長官劉中、歷諸路考試。

という記事、および宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」の、

丁酉、汰三教僧道、試經通者給牒受戒、許居寺觀、儒人中選者則復其家。公初言、「僧道中卑役者多、合行選試」。至是始行之。

という記事から分かるように、モンゴル軍が金朝を滅ぼし中原を支配下に置いた太宗6年（1234年）以降に行われた諸政策の一環として、中書令の耶律楚材が提唱した儒・釈・道の士の試験の一部として、いわゆる「戊戌（1238年）の選試」があったのであり、このことに中書省が重要な関わりを持ったことを示している。

なお上の『元史』選舉志の記事にある、「(太宗)九年秋八月、詔を下し、斷事官の朮忽觶（ジユグテイ？）と山西東路課税所長官の劉中（＝劉用之<sup>33</sup>）に命じて、諸路を歴して考試せし（九年秋八月、下詔命斷事官朮忽觶與山西東路課税所長官劉中、歷諸路考試）」めたというが、現実には、この科挙の実施体制は、斷事官（で恐らくモンゴル人）の朮忽觶が名目上の責任者で、実際の実施責任者は山西東路課税所長官の劉中（用之）が担うものであったと見られる。この時、太宗オゴデイが責任者としたのは、斷事官の朮忽觶で、その下に地方の現状を知る山西東路課税所長官の劉中（用之）を配することにしたものであろう。ただもう一つ考えておくべきことは、当時、中書省の形式上の総責任者が、斷事官（ジャルグチ）の朮忽觶ではなかったかということである。すなわち、本来、漢人やウイグルなど色目人の「宰相」の上に立っていたのは、モンゴル人と見られるイェヘ・ジャルグチの按只觶（アルチダイ）だったのであり、この人物が太宗8年10月以後に転出した後、その地位についたのがジャルグチ（斷事官）の朮忽觶ではなかったかと考えられる。

また、耶律楚材が提唱した儒・釈・道の試験等については、『新元史』卷127・耶律楚材伝が、

又請汰三教冒濫者。僧道中選、給牒住寺觀。儒中選則復其家。楚材初言、「僧道中避役者多。合行選試」。至是始行之。時諸路官府、自為符印僭越無度。楚材奏並仰中書依式鑄造。於是名器始重。

31 安部健夫「元代知識人と科挙」1959年、『元代史の研究』（創文社、1972年）、pp.5-13を参照。

32 『元史』卷146・耶律楚材伝によれば、「丁酉、楚材奏曰、「制器者必用良工、守成者必用儒臣。儒臣之事業、非積数十年、殆未易成也」。帝曰、「果爾、可官其人」。楚材曰、「請校試之」。乃命宣德州宣課使劉中、隨郡考試、以經義詞賦論分為三科。儒人被俘為奴者亦令就試。其主匿弗遣者死。得士凡四千三十人、免為奴者四之一」とあることによる。

33 安部健夫「元代知識人と科学」p.9による。

と記す。耶律楚材は僧・道・儒の、いわば宗教者たちの役免除などの特別扱いを再確認するため、これら三教の士を選試することを上奏したわけで、この時、同時に諸路の官符の様式中書省の指示のもとで一定にさせることをしている。この官符の様式の統一なども中書省の職務であったことが分かる。

### 3 耶律楚材と中書省の退勢 —— 結びに変えて ——

さて、十路徴収課税所、およびそれを統括する中書省の実情は以上のようなものであったが、この政治改革もまさに太宗10年戊戌の歳（1238年）をピークにしないで、モンゴルのなと言えれば良いか、上に少し史料として出た、奥魯合蛮（アブドゥル＝ラフマーン）等によるどんぶり勘定的な請負制度が介在するようになって、一旦頓挫することになる。時代は太宗オゴデイの晩年と言ってよい時期である。

その手始めの事件は、宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」の、

戊戌、天下、大いに早にして蝗あり。上、公に問うにこれを禦の術をもつてす。公曰く、「今年は租賦、権に倚閣を行われんことを乞う」と。上曰く、「国用の足らざることを恐る」と。公曰く、「倉庫は見に在りて、十年を支うべし」と。これを許す。初め天下の戸を籍するに、一百四万を得たるも、ここに至りて逃亡する者、十に四・五なり。しかるに賦は旧に仍り、天下、これを病めり。公、奏するに、「逃戸三十五万を除けば、民は頼りてもって安んぜん」と。燕京の劉忽篤馬なる者、陰かに権貴に結び、銀五十万両をもって天下の差発を撲買せんとす。涉獵発丁なる者、銀二十五万両をもって天下の官に係る廊房・地祺・水利・猪鶏を撲買せんとす。劉庭玉なる者、銀五万両をもって燕京の酒課を撲買せんとす。又、回鶻あり、銀一百万両をもって天下の塩課を撲買せんとす。至有天下の河泊・橋梁・渡口を撲買せんとする者あるに至る。公曰く、「これ皆、姦人にして、下を欺き上を罔い、害たる甚だ大なり」と。みな奏してこれを罷めしむ。

（戊戌、天下大旱蝗。上問公以禦之術。公曰、「今年租賦、乞権行倚閣」。上曰、「恐国用不足」。公曰、「倉庫見在、可支十年」。許之。初籍天下戸、得一百四万、至是逃亡者、十四五。而賦仍旧、天下病之。公奏、「除逃戸三十五万、民頼以安」。燕京劉忽篤馬者、陰結権貴、以銀五十万両撲買天下差発。涉獵発丁者、以銀二十五万両撲買天下係官廊房地祺、水利猪鶏。劉庭玉者、以銀五万両撲買燕京酒課。又有回鶻、以銀一百万両撲買天下塩課。至有撲買天下河泊・橋梁・渡口者。公曰、「此皆姦人、欺下罔上、為害甚大」。咸奏罷之。）

という記事に書かれている。すなわち、戊戌歳（太宗10年、1238年）から、燕京の劉忽篤馬なる者が「権貴」に裏で結びつき華北の差発を銀50万両で撲買（請負）しようとした案件を始めとして、華北の官に係る廊房・地祺・水利・猪鶏を銀25万両で、燕京の酒課を50万両で、回鶻（ウイグル）人が華北の塩課を銀100万両で、それぞれ撲買（請負）しようとする案件が頻発したのである。それらは幸いに耶律楚材の上奏で中止となるが、こうした案件が戊戌歳に一齐に出たことは、太宗政治の晩年の不安定性を示している。

そして最後の決定打が、安部健夫が詳細に論じた<sup>34</sup>、回鶻（ウイグル）族の奥魯合蛮（アブドゥル＝ラフマーン）による、金滅亡後の河北の銀課22000錠を44000錠で撲買した案件であった。同じく宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」によると、

初め公、庚寅の年より課税を定め、額するところ毎歳、銀一万定なり。河南下るに及びて、戸口、滋息し、増して二万二千定に至る。而して回鶻訳史の安天合、汴梁に至り、倒身、公に事え、もって進用を求む。公、奨借を加うといえども、終に望みを満たす能わず。即ち奔り鎮海に詣り、百計行間す。首として奥都刺合蛮を引き、課税を撲買し増して四

34 安部健夫「元時代の包銀制の研究」『元代史の研究』pp.121-23参照。



万四千定に至る。公曰く、「四十四万を取るといえどもまた得べし。嚴に法禁を設け、陰かに民利を奪うに過ぎざるのみ。民、窮してを盜を為さば、国の福にあらず」と。而ども近侍左右みな為に陥られ、上もまた頗る衆議に惑い、これを試行せしめんと欲す。公、反復争論し、声色ともに厲す。上曰く、「汝、鬪搏せんと欲すや」と。公、力、奪う能わず、すなわち太息して曰く、「撲買に利すでに興りたれば、必ず躡跡してその後を篡せんとする者あらん。民の窮困、將にこれより始まり、ここにおいて政、多門より出でん」と。公、正色立朝し、ために少しも屈せず、身をもって天下に徇せんと欲す。つねに天下の利病、生民の休戚を陳し、辞氣懇切にして、孜孜として已まず。上曰く、「汝また欲百姓の為に哭せんと欲すや」と。然れども公を待つこと重きを加う。（初公自庚寅年定課税、所額毎歲銀一万定。及河南下、戸口滋息、增至二万二千定。而回鶻訳史安天合、至汴梁、倒身事公、以求進用。公雖加獎借、終不能滿望。即奔詣鎮海、百計行間。首引奥都刺合蛮、撲買課税增至四万四千定。公曰、「雖取四十四万亦可得。不過嚴設法禁、陰奪民利耳。民窮為盜、非国之福」。而近侍左右皆為所陥、上亦頗惑衆議、欲令試行之。公反復争論、声色俱厲。上曰、「汝欲鬪搏耶」。公力不能奪、乃太息曰、「撲買之利既興、必有躡跡而篡其後者。民之窮困、將自此始、於是政出多門矣」。公正色立朝、不為少屈、欲以身徇天下。每陳天下利病、生民休戚、辞氣懇切、孜孜不已。上曰、「汝又欲為百姓哭耶」。然待公加重。）

とあって、回鶻（ウイグル）商人の奥魯合蛮（アブドゥル＝ラフマーン）が同じく回鶻の訳史（通訳）安天合の引きで、金の故領の河南を含めた華北の銀課22000錠を44000錠で撲買した経緯が詳しく記されている。その中でも安天合が耶律楚材に進用を依頼したが望みを果たされなかったのも、同じ回鶻人の鎮海に取り入って、耶律楚材のまわりで「百計行間」すなわち暗躍した次第が書かれていて、極めて興味深いものがある。やはりウイグル人鎮海の立場は、宋の彭大雅撰・徐霆疏『黒韃事略』が記しているように<sup>35</sup>、耶律楚材に対する押さえの役割を、モンゴル大ハーンから命じられていたものであろう。

奥魯合蛮（奥都刺合蛮、アブドゥル＝ラフマーン）は、『元史』卷2・太宗紀に、

（太宗）十一年己亥（1239年）十二月、商人奥都刺合蛮、買撲中原銀課二万二千錠、以四万四千錠為額、從之。  
十二年（1240年）庚子春正月、以奥都刺合蛮充提領諸路課税所官。

とあるように、その後、諸路徵収課税所長官に任じられる。

ここに至って、「中書省」と諸路徵収課税所の関連は断たれ、耶律楚材の「中書省」の重要性はそがれ、いったん退勢に至るのである。

（旭川校教授）

35 宋の彭大雅撰・徐霆疏『黒韃事略』に、「此小木即古木契約也。行於漢人・契丹・女真諸亡国者、祇用漢字、移刺楚材主之。郤又後面年月之前、鎮海親写回回字、云付与某人。此蓋專防楚材。故必以回回字為驗。無此則不成文書、殆欲使之經由鎮海、亦可互相檢柅」とある。